

議会運営委員会

平成27年1月19日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎木澤 正男 | ○飯高 昭二 | 小林 誠 |
| 伴 吉晴 | 嶋田 善行 | 小野 隆雄 |
| 辻 善次 | | |
| 中西 議長 | | |

2. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

3. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、嶋田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）議員定数削減による委員会のあり方についてを議題といたします。

この件につきましては、これまで4回、委員会で検討を行ってまいりました。そして、昨年12月の委員会で一定の取りまとめができ、全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、委員より、1月中にもう1回委員会を開いてほしいとの要望がありました。

また、前回の委員会でお示しをいたしました、委員会条例第19条、出席説明の要求の改正案が、本会議終了後に県の議長会から改正通知で来まして、間違っていることが判明いたしました。

そのこととあわせまして、本日は協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員会条例の第19条関係から協議したいと思います。

事前に県の議長会から送付されました通知文を資料としてお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、事務局長のほうから説明をお願いします。

寺田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、委員会条例第19条、出席説明の要求につきましては、昨年の12月11日の当委員会で、現行で、第19条では、教育委員会の

委員長という文言になっているものを、教育長という文言に改めるとい
う説明をいたしました。12月の本会議終了後、皆さんのお手元に配
布いたしておりますように、奈良県町村議会議長会から、「標準」町村
議会委員会条例の改正という通知が届きました。

これによりますと、昨年12月5日に開催されました全国町村議会議
長会の理事会において、「標準」町村議会委員会条例第19条が改正を
され、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」という文言に
改めるといふもので、当町の委員会条例第19条もこれに従い改めたい
と考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございま
す。

委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けしたいと思
います。 小野委員。

小野委員 これで結構だと思います。

先日私は、教育長というのも、もともとから出席要請していないんだ
ったから、別にそれは削除でいいんじゃないかなということも提案しま
したけども、こういう形でということであるから、これが正しいん
だと思います。

なお、斑鳩町議会がね、今まで委員会に町長とか、それから今までの
教育長、これは出席要請のここには。教育長は、これに載っていないの
か、出席、19条にね。町長は載っているから、これは1回ずつ委員長
から議長を経て出席要請して常時出てもらっていたのか、そこらの点も
ね、どういう形があったのかなということも、また今後考えておくこと
も必要かなと思うのですがね。そのことが、やはり今後も教育委員会の
教育長に、今まで自然に出てきてもらっていたということやなくて、要
請が要るのかなということもありますので、やはり委員会条例に基づい
た形をとっていくべきではないかなと。

それと、今まで、私も議長した経験があるんですが、委員会に町長を
出席してもらいたいというような、委員長からの、そういう要請が上

ったというような記憶がないんですがね。それは、なかっても来てもらっているからそれでいいということになりますねんけど、それらもちよっと整理しておく必要があるのかなと思いますねん。現在、そういうことをしているのか、してないのかということも、ちょっと教えてもらいたいと思います。

委員長

私のほうでも少し調べましたけども、出席要請をかけるのに、そのやり方として、書面で毎回提出をして、会議場でも確認をして、こういう理事者に対して出席を要請しますというのと、別に口頭で出席要請をするという、どちらでもかまわないということが書いてありまして、斑鳩町の現状で言うと、書面では出席要請は、現在はしていないと。ただ、慣例になって、口頭での出席要請があるものだというふうに理解をして、理事者のほうも出席をしているということになるのかなというふうに思うんです。 小野委員。

小野委員

それでしたらね、また、いつのときでも結構ですけどね、今までずっとやってきて、何ら支障ないねんから、その慣例の中でね、町長及び教育委員会の教育長が委員会に出席するものとするとか、慣例で。条例は条例でこれは置いておいて、慣例で出席してもらっているということでも1つ、また補っていてもいいのかなと思います。

本会議への出席要請というのは、斑鳩町議会は課長以上ということになっていますけど、その課長クラスということについても、いろいろ、そのとき、そのときの座席の関係もありましたし、例えば会計室長、課長クラスがあるときも、出席要請はあえてしていないと。それは、そのように議長から申し出してあるというようなことも聞いていたんです。それはまあ、収入役という形で以前は、質問とかあったときも答弁できると。ご存じやと思いますけど、部長以上というのが本会議規則、斑鳩町は町長の方針とか、それから議会からの要請で、課長もその同じ席にいて、議会というものの大事さ、重大さを身をもって感じてくれと。それから答弁に走ったりするのに補佐が傍聴しているとかいろいろ、そういう体制をとっていますということでやってきていることもあります。

本会議にもそういう形で出席要請とかは、それはもう改選後の議長と町長部局といろいろ協議しているんだと思うんですがね、今回、このね、委員会条例、これを触るときに、あっと思って、町長は出席要請をしていたのかなと。しなければいけなかったのか、していたのかなということとでわかりましたのでね、もう必ず出席してもらっているということがあるねやったら、町長も、それから教育長も削除してしまってもいいと、どちらか1つやと思うんですがね、それもまた、今後、検討課題かなと思っと思っていますが。

委員長

そうですね。委員会によっても、出席いただく理事者側のメンバーも違います。予算委員会とかね、普通の常任委員会とか。こちらのほうから、誰々に出席をしてくださいと、例えば係長以上に出席してくださいとかいう要請のかけ方もありますけども、町長に対して、説明できる職員を町長が委任して、その説明ができる職員が出席してもらっていると、今、多分そういう形になっておりまして、この19条の関係で言いますと、それぞれの部門の、部門っていうかな、行政側で言うと町長です、教育委員会と言うと今後は教育委員会の教育長という形になりまして、町に対して出席要請をかけて、担当の職員が、行政側やったら町長の委任を受けて出席をします。教育長の場合は、今までやったら教育委員長から委任を受けて、教育長の場合は事務方の任務も持っていますので、その場合は町長が囑託をすると出席をできるというふうになっているみたいで、そういう形で今まで出席をしていただいていたと。だから、長に対して出席要請を口頭でしてきたということで理解をしていただければなと思います。 小野委員。

小野委員

わかりました。町長というのは、町長部局という考え方。それから、教育委員会教育長というのも、教育委員会ということで、そこから出てくるということ、そういう具合に理解したら、これは本当すっきりするという、わかりました。

先ほどいろいろ、慣例で触ったほうがええん違うんかなということじゃなくて、それで結構ですので。はい、わかりました。

委員長 ほかに、質疑、ご意見、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、委員会条例第19条については、このように改正をするということで、委員会としてご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第19条の改正については、このように改正するという確認をしておきます。

それ以外の部分については、特に改正の資料等は用意していませんけれども、先日の全員協議会等でも、委員のほうからいろいろ問題提起がありました。その他について、委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員 まず、委員会条例については、このように改正してもらったらよろしいんですけども、その中で、議会運営委員会は7名という、そのまま据え置きということをもう前提に話しさせていただきますので。

先日の、12月11日の議会運営委員会の議事録をもう1度ちょっと読み直してみました。その中で、私が、会議規則39条の改正が必要であるということを提案しておりましたものが、いろいろ議論をした中でね、皆さんの意見を聞かせてもらってましたら、委員会、本会議の定数によって拘束されるという、その表現の仕方、それは、議員必携の中での会議の原則という、いろいろな項目があります、多数決の会議という、それらの中の委員会の独立という形で述べられておる部分なんです。それは、議員定数と構成している委員会の定数、それらにいろいろな微妙なバランスが。いろいろ説明させてもらって、最終的にね、現在、今、6名の委員だから、定数から言えば過半数になっていない、半数で

あることは、その方もいろいろ議論したけどね。半数であるということだから、まだ39条の元に戻すという、もともとの出発は本会議中心主義の、1回ずつ、委員会に付託しようとしたら議決を必要とした。それを、委員会中心主義でいくために、今、斑鳩町の会議規則は、自動的にそういう形になっている。付託しない場合は会議に諮ると。そういう、39条は変更してある、もともとからの。だから、この際、戻そうということで私は提案したんですが、まだ半数であるけど過半数ではないということで、そういう意見の方、ほとんどそういう方でした。まあ、いたし方ないのかなという形も思っていたんですが、よくよくあとで考えてみたら、議会運営委員会も、そうしたら6名でという話になってあったんだったら、これはそれでもいいのかなと思うんですが、議会運営委員会については、やはり広くいろいろな、多くの議員さんから議会運営について議論してもらおうと、そういう意味で、会派でもあれば会派ということになるんですがね、多くの委員さんで組織しよう。そういう具合に委員会条例も決めていますのでね、議会運営委員会はもう7名ということは、定数から計れば過半数ですので、そうしたらもう、39条の変更と、そういうことをしておく必要が生じていると、そのように思っていますので、もう1度皆さんにその意見を聞いてもらいたいなど、そのように思います。

委員長 今、小野委員から提案がありましたように、常任委員会については過半数ではなく半数だということで、常任委員会だけの議論だったら39条の改正はしなくてもやむを得ないかなということですが、議会運営委員会を7名にするのであれば、過半数となるので、39条を改正する必要があるのではないかという提案ですけども、それに対して、ほかの委員さんの考え方等はどうか、ご意見は。 嶋田委員。

嶋田委員 私はもう以前からずっと言っておりますが、委員会構成について、半数未満でないとかんとか、何人でないとかんとか、そういうふうなことは各種説明文の中には一切見当たらない。また、委員会独立の原則ですか、に関しても、それはそのとおりだと思うんですけども、その

中にも、委員は何人でないとあかんとかそういうふうなことは一切書いていない。また、議員必携の中にはね、委員会は最低限6人は必要であるというふうなことは書いてありますけれども、それ、議会の定数が何人であって6人以上とか、そういうことは一切うたわれていないんですね。そやから、私はもう委員会構成に関しては、過半数であろうが、未満であろうが、一切問題ないと、このように思っておりますので、変える必要はないと、このように思っております。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小野委員。

小野委員 この6名以上というのは、それはこういう会議の諸原則の中には載っていないねんな。だけど、運営のほうで、やはり6名以上のものでいかなければ、5名とか4名とかの委員会というのは成り立っていないんじゃないかなという、そういう考えから、議員必携にも、そういう6名以上が必要ですよということが書いてあるんです。

この諸原則というのは、順序があるねんね、順番ね。その前に、委員会というものがどういうものかということも書いてあります。

その中で、委員会の設置ということで書かれているのを読んだら、最初に、委員会制度の意義というところにはね、書いてあるのは、結局、委員会でやっているためには、委員会中心主義をとっていく、そのほうがやはり住民に対してのね、審議の仕方、本会議というのはもうそのとき、そのときで深く下げられないんだと。だけど、そういう地方自治体、小さな議員の数のところでしたら、なかなか掘り下げられないから、委員会中心主義の形をつくっていきこうと、そういうことで、みんな委員会中心主義のほうへ向かっていったんです。ただ、その時分には、常任委員会には1つの常任委員会しか参加できないという地方自治法の縛りもあったからです。あったから、どうしても少ない委員会。だけど、何とか、斑鳩町の場合でしたら、私が議会へ来たときは16人でしたので、何とか5、5、4という形で3つの常任委員会を持っていた。だけど、そのことで、定数をふやそうとしたけども、それはできないと、なかなかね。上限が決まっていると。定数条例の話なんですけどね。それらの

ことを踏まえてね、この議員必携の最初のほうには、委員会中心主義を採用するんだったら会議規則を変えていきなさい。というのは、委員会中心主義、委員会にほとんどあれするんだったら、何も1回ずつ議決で諮らなくてもいいだろうということだったんです。そのために、ダイレクトに行くために、今、取り扱っている会議規則、その形をとってきたんです。それを改正しなければいけないよというのが、そのときの文書に載っていますね。それでやってきたということ。

そういう形のとくに、多数決の原則から言えば、半数以上の委員会があれば、それは本会議が形骸化してしまっている、同じことであると、拘束されておると。だからそこらは気をつけなさいということで、これはそう読むのが当たり前の話なんです。だから、その過半数であっても拘束されていないという見方は、私はもう完全に間違っていますよと、多数決の意義というものをね、多数決の原則ということに、多数決を是とする、そういう民主的な会議の仕方、結論の出し方ということ、それはもう無視しているわけです。多数決で決めていきますから、議論しなさいと。

そうしたら、その付託しているのがダイレクトに付託しているんだしたら、本会議は、から、そのために、そこに付託、どう言うんですか、拘束されないうために、今、会議規則を変えているんです。ただそれだけのことです。

先日も話ししましたが、局長の手元で、次第についてはね、きちっと例をあげてやっていただいているし、ただそれだけのことなのに、なぜそこにこだわるのかなと、私はもう不思議でしょうがないし、それは嶋田委員の意見としてね、聞かせてもうておきますけどね、ほかの委員で、過半数でないからということではっきりと言っておられる委員さんもおられます。そのときは残念ながら、議会運営委員会、条例で委員会定数を決めている、それについては、私もちょっと気がつかなかった。その方も気がついていないから、6人という頭があります。それで、まだ半数やから、将来的にはそういうことも必要かもわかりませんがと、言っておられる委員さんもおられる。ほかの4人の委員さん、みんなそういうこと。だから、そのことを決めてもらいたい。

それとね、委員会の定数というのは、委員会の定数、それから議員定数というのは、地方自治法でね、条例で決めよとなっている。どこにも書いていない、何人にしようと書いていない、条例で決めよとなっている。条例ということは、斑鳩町の法律ですからね、それは地方自治法は、条例で決めなさい、運営をそうしなさい。それに対する、まあ言うたらマニュアル的なものは、議長会から出ているこの議員必携、これをしっかりと噛み砕いて読んで、それで、私には立法権がありますので、それをするのが議員の役目です。条例をきちっとしたものに、条例にしていく。

こんなこと言うたらまたちょっと逆なですのかなと思いますけどね、先日の消防に関しても、条例でね、消防の、それなんかでも、その議論しているときに、原案賛成ありきのような意見を言うたから、おかしいん違うかなと。私らは、議論をして、議論をして、その条例をどうするんやと。今のこれ、申しわけない、嶋田委員の意見では、会議規則はもうそのままにしておくんだと、あくまでもね、それありきの言い方で、委員会の定数がどうでもいいと、そのような意見でしたがね、私は、こんなん議論にはならないし、全く会議規則と委員会条例ともばらばらですよと、ばらばらなもので議会を運営しなさいと、そのようにも思われても仕方ないから、そのように思います。

委員長 ほかのご意見、ございますか。 伴委員。

伴委員 今の、小野委員のほうから、半数であるので今のままでいいという発言をした委員の1人が私です。

確かに7人、おっしゃるように、議運は7人というような形になっていますけど、私はこれ、ちょっと、この他の、総務・厚生・建設の常任委員会とは、議運とは違うん違うかと。今、小野委員のほうからありましたように、幅広い意見を、会派的な、そういうことでこれは7人にしようと。ほかの委員会ではそういうような形で人数考えるようなものでもありませんし。それと、全員協議会にまたこれ、今のをまた諮るといような感じで、本会議で諮るんじゃない、全協でまたこれを諮って

くと、ちょっとこう、その辺も違うような感じが、私、まあ言うたらこの議運で、こういろいろ審議したこういう結果を全協でいつも報告されています。それでそこでまた各議員の意見がそこであるというようなどころからも違うんじゃないかなと。

だから、私自身は、これは7人で議運は問題はないと思うし、またほかの委員会の6と定数との関係、過半数の原則、そういうふうな拘束されるかどうかにも私は全然問題ないというか、こういうように思っています。

委員長 小野委員。

小野委員 またちょっと情けない意見ですけど。委員会条例で委員を決めていく、数をいくのが、常任委員会と議会運営委員会なんです。特別委員会は、その都度本会議で委員の定数を決めているんです。その前提として、全員協議会で何人の委員でいきましょうとか、そういうふうになっているんです。そやから、その仕組みっていうのをしっかり考えてください。だから、これは、これだけは別ですよ、これは拘束されていませんとか、これは違います。だから、私が今問題にしているのは、特別委員会が10人であろうが、15人であろうが、この前も言っていますよ、15人であっても別に問題ないんですと。それは、本会議が、議長が本会議で、特別委員会を設置することにご異議ございませんかと皆さんに聞いているんです。それで、そのことによって、どう言うんですか、異議なしやったら何人の委員会を設置してそこへ付託しましょうと。だから、もうその流れっていうのをしっかり考えてください。

それと、全協、全協でっていうのは、これは本会議をスムーズに進めるために、もう1度、議会運営委員会でみんな決めたこと、決まったこと、合意できたことを、議長にお願いしますよと。それを全員協議会で、そのときにこういう具合にしていきますけど、委員会の委員長報告でそれに異議がなかったらこのようにいきます、皆さんご異議ありませんかと確認しているんです。

以前ね、全員協議会でそうして確認してあるのを、本会議でね、ノー

や言うた議員いますよ。こんなものルール違反もいいところやと。それこそ議員定数の問題やっているとやっただね。何回も全協を開いて、そのときにいろいろな議論を全部集約して、そうしたらこれでいきましょうと決まって、本会議へ出した。前回の議員定数のときですよ、19年のときやった。そのときに1人、反対ちゅうかね、立たなかったんですよ、起立採決したんです。そういうのはね、もう議員としてのね、ルール違反、ルール違反ちゅうか認識も欠如していると言わざるを得んのですよ。

それやったら同じことなんですよ、今の。今の発言もそうですよ。条例で議会運営会の委員は決めているんですよ、これ。これは何で7名で私も同意したかということは、今、伴委員がおっしゃったように、広く、議会運営のことですから1人でも多くの議員さんに参加してもらいましょう、だからよろしいですよということを私は言っています。それがやはり委員会中心主義でしていての会議規則にしてあって、いけば、いつかはそこで拘束された形になってくるので、これはよそから見たらもう完全に拘束されているちゅうこと、多数決の原則から言うたら誰から見ても、多数決の原則で、みんな子どもらが多数決でもういこうと言うておるのに、そうしたら、私は反対していたからこれには同意しませんねんと、いきませんねんと、こんなん、道理通りませんわな。ばらばらですわね。何のために議決しているんやと。議会というもの、町議会というもの、この斑鳩町的意思決定機関、唯一の意思決定機関でしょ。しかも、そういう条例を改正したり、そうしてしていくのが私たちの役目なんですよ。

だから、今、この改正をするということにね、私は同意してもらったり、同意するのが議員としての職責を果たす、そういうものであるということを説明しています。何もこのことをすることによって、委員会の付託をやめて本会議一本でいくねんと、そんなこと一切言うていません。まして、前にこういう意味やと、やはりいち早く複数制の常任委員会も入れて委員会の充実をずっと図ってきている、その中で、今、逆転している場所ができてきた、だからこそこういうことをしようと、改正しようと。その改正することに何のあれも要るんやと、私は不思議でならな

い。

もう一度、お願いします。ほかの人にも聞いてもらいたいしね。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。 辻委員。

辻委員 私も前回言うてから、いろいろ意見も聞かせてもうてますけども、前回、12月のときに言ったとおりで、今、現行で、このままで、改正しないことに賛同したいと思います。

委員長 小林委員。

小林委員 前回の議論のときには、確かに議会運営委員会が7人ということにはちょっと認識していませんでしたので、新たなご指摘をいただいたなというふうに思います。確かに本会議で改選後13名になって、本会議で議長を除いて12名の半数の6名ということですので、確かに議会運営委員会での決まったことが、本会議で半数おられる中で、議長採決にかかわる事案もあるかもしれませんが、それでもやっぱり議会運営委員会は総務とかほかの委員会とは違いまして、やっぱり幅広く皆さま方のご意見をいただくということで、7名でということ、議論してきたというふうに思いますのでね、小野委員のご指摘の心配もあるかもしれませんが、そういう認識を持った上で、今後、議会運営をしていくんですけれども、それでも前回の議論、重ねてきた議論の中での結果、こういうふうに、今回の新旧対照表にもあがってきました委員構成でいかせていただきたいなというふうに私は思っております。

委員長 飯高委員。

飯高委員 議会運営というのは、各常任委員会とも比較というか、また違った面の形があって、特にやっぱり皆さまの意見を聴取しながら、やっぱりそれを反映していく、議会運営の議会に対しての中心的な役割があるということから、各常任委員会から2名、また広報から1名ということで、

常任委員会の通例の6プラス1の7名ということでなっております。これはもう皆さんが理解していただいていると思います。常任委員会と議会運営委員会というのがどう違うのかというと、常任委員会はやっぱりその議案を審議しながら、また、条例のもとにおいて深く審議をしています。運営は、議会の運営に関して、また、議長の諮問に対する事項等々がございますので、こういったやつを審議するということから、また性質が異なる面も多々あるとは思っていますので、やっぱり今のやってきた7名というのは、やっぱりそういう形で今後も続けていただきたいなど、私はそう思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと皆さんのあれを整理してください。

私は、議会運営委員の7名というのに対しては、異議申し立てしていません。だから、そのまま、それで結構です。

ただ、会議規則の39条の変更をしておく必要が生じてきているということを行っているので、そこらしっかりと考えてください。だから、今、提案予定している中で39条、この前のときにあったんですかね、新旧、39条の新旧のあれというので出されたやつ、それが結局、前回の議論では、まだいいやんかということで決まりました。それをやはり7名でそのまま据え置きにしてある議会運営委員会が委員会条例であるんだから。その議会運営委員会の委員を6名に変えよというのは、一切言うていません。まして。

それと、このことも提案したのかなと思うんですが、今、ちょっと資料見ていたらね、特別委員会も、最初、委員長、副委員長では、委員6名で構成するものとするということになっていたんですが、それを7名というように変更しましたね。これは、実務、先例と慣例、7名でいこうということ、前回の資料にそういうようになっていますやん。だからこのときも、やはり特別委員会が7名やから、7名でもいいやんか。それは、先ほどから言うたように、本会議で7名として確認するんだから、それはいいやん。条例で決まっている委員会についてはね、条例で

そうして決めていく限り、会議規則をそれに対しての弊害が起きる可能性があるということになってきたらということで提案していて、それがまだ半数やからええよとみんな言っているねん。

辻委員もそやけど、議会運営委員会が7名やいうこと、今、小林委員ははっきり言うた、7名やいうことはわかって、今、気づいたけどということやね、それは過半数やと。そういうことで過半数やからということで、最後はまたこのままでと言うから、あれ、どこへいくんやと思ったんやけどね。

会議規則を変更しようということや、今、提案しているんです。議会運営委員の定数を下げようとか、そんなんは言うていない。ただ、7名のところがあるでしょと。委員会条例をそれで提案して決めていこうとしているんですから、過半数の委員会があるでしょと、条例で決めている。だから会議規則を、全部委員会へ付託するときには全て本会議で諮る、本会議中心主義という、言葉はそういう形になっていきますけどね、それに変わっておかなくてはいけないんですということや提案している。だからもう、何回も繰り返しているような感じやけど、しっかりここは考え直してもらわんならね、何を議論しているのかということも、今、しっかりと思ってもらわなね。

ちょっと委員長、整理してちょうだいよ、それを。

委員長

小野委員の提案に対して、私のほうからも言いましたように、議会運営委員会を7名にするのであれば39条の改正が必要ではないかと、特別委員会のことも触れられましたけどね。それに対してのご意見ですね、嶋田委員のほうからは、拘束はされないということで、委員定数についても7名でも問題ないと。したがって、39条の改正も必要ないということやご意見はいただいていますけど、ほかの委員さん、もう少しその辺のところや踏み込んだご意見というんですかね、それぞれの考え方等、お示しいただければなと思うんですが。 辻委員。

辻委員

前回、私、ちょっと言わせてもうたと思いますねけども、本会議中心主義と委員会中心主義とは、ほとんど議長の次第が変わるような、こう、

見ていたら、感じして、もともとから今までどおり委員会中心主義でやっていますので、本来、7名であっても拘束はされない。本来やったら拘束、過半数以上であっても拘束はされないというのは、本来の、私はもう、例えば7名であっても、そこで、委員会で反対3名、賛成3名で委員長裁決で賛成になっても、今度本会議になったらまた逆転する場合も出てきますしね、本来本会議が、採決が最優先という、それが決定になりますので、委員会の採決というのはその委員会だけの委員会、委員会中心主義ですけども、委員会の採決は採決、本会議の採決と逆転するのも出てきますので、本来は委員会中心主義であっても本会議の採決が決定されるものでありますので、7名であっても、過半数であっても変わらないのかなということも思いますので。

私もちょっとう、小野委員言わはるように、改正せんなんという、してこんなんのかなという気も、こう言われますと、そうかなという気もしますねけども、今までどおりでも何も、何ら影響はない、今のところこのままいっても影響はないような感じもしますし、将来的に小野委員言われることも起きるのかなということも、ちょっとう、ありますけども、現実のところは今までどおりでええということで。

委員長 小野委員。

小野委員 もう情けないわ、ほんまに。

賛成多数で本会議に戻してある、それについてはもちろんそうなんですよ。だけど、満場一致のときに、そこに7名の賛成者がいたら本会議で諮る必要がないでしょうと、それが拘束されている状態やということなんです。それを言っているんですよ。それは、10人いても、5対4で賛成、可決になりましたと。それなら4人が反対しておられるから、本会議で残っている人が反対したらひっくり返る可能性がある、だから拘束されていないやんかという論議、一緒なんですよ。何が拘束されたらいかんというのは、そういうことが起きないような、必ず議論できるような。

だから、半数でも私は、前回のときは、危ないんですよということ

言うていたんです。その1つとして例を挙げたのが、本会議で欠席を、そのとき、当日されたら、もうその6は過半数になりますやろと言うたら、逆に今度また伴委員からね、委員会で欠席された場合のこともありますからとか言われたしね。まだ6やったらね。

前も、過半数だったら考えましょうということ言うてはります。はっきりと言うています。だから、それに追随するような形で辻委員も、皆ほかの人も、まだいいんじゃないかという意見だったんです、その39条を改正する。私は盛んに言うていました。39条を改正して、どれだけリスクっちゅうか、困るんやと。

この、最初にね、町村会議規則の詳解ということで、これは局長の手元でね、本会議中心主義の規定という、それから委員会中心主義の規定と。委員会でね、本会議中心主義にしたら委員会で深く下げることができなくなるんやということじゃないんですよ。何回も言うていますよ。最初は本会議中心主義やった。それを深く下げようとしたときに、委員会中心主義にしよう。そうしたらもう、次第も、いきなり議会運営委員会で決めておいて、議長にお願いして、それで本会議で、もうどこどこに渡しますと、どこどこへ付託しますと決めていく。そうすることによって、その委員会で深く下げてもらっている。だから、その委員会が定数の半数にあると、また、今もう現実に半数以上の議会運営委員会ができて、できるんですよ。それを、そうしたら、議会運営委員会でこの案件はここへ付託するように付託、諮ってくださいと。今度は、議会運営委員会は、諮ってくださいと議長にお願いするんですよ。もうこれは、そこへ付託してくださいという出し方とそこが違うだけなんですよ。それで39条を元へ戻しておいたら、それはやっているから、そうしたらその委員会は半数であろうが過半数であろうが、本会議から付託されているものやと。だから、本会議、それから委員会、こういう組織がね、そういう具合にして会議をするところがなぜこういうようにあるんやということを考えていったらね、ただ1発でこう詰めていくんじゃないんですよ、これ、議決機関ですからね。それらのことがあったら、そんな意見出てこないんですよ。

だから、本会議中心主義の39条に戻してしまうということに対して

ね、どういう弊害があるの。まだ、その委員会中心主義のこれ、39条で議会が、うちの斑鳩町議会がやったら、そういうことを指摘してこられるときもあるんですよ。そうしたらもう、完全に、本会議で諮る必要もないんですね。だから、同じことを何回もここで言うていますがね、そこらをやってほしいなど、そのように思いますけど。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 私は、委員会に付託して、委員会の結論が出ると。そのときにはね、可決すべきものと決しました、否決すべきものと決しましたと、そういうふうな委員長報告をされるわけですね。何もその案件に対して、可決した、否決したと、委員会ではそういうものではないわけですね。本会議場で最終的に賛否を問うわけであって、本会議が委員会に拘束されないというのは、委員会が何々すべきものと決しましたと、そういう方向性に対して、本会議がわざわざ委員会に付託していると、それなら委員会が出た結論に拘束される必要はありませんよと、そういう意味を、私はとっております。

委員長 小野委員。

小野委員 嶋田委員と議論合うようになってきた。

今、おっしゃった、本会議から付託していると。委員会中心主義の今の次第は、議長が、議会運営委員会からの意向を踏まえて、本会議に諮らずにこの委員会に付託しますと。委員会付託を省略するときは、39条の3項ですかね、これによって付託しなくて、ダイレクト、1回、本会議でやりますよと。そのときは、ただし書きのほう使っているんやね。だから、本会議から付託できるようにするのが、今のこの委員会中心主義。そういうことです。

それと、まさしくおっしゃっているとおりですよ。委員会では、可決すべきものと決しましたという。そのときに、多数決で可決すべきものであったら、先ほど辻委員が言ったように、拘束されることはないんで

すね、その意見に。満場一致、それが半数以上の委員会になったら、満場一致で可決すべきものであった。本会議では、少数、もし意見言わはる人あっても少数しかいてない。これが拘束されていると、そういう現象なんです。

だから、今まさしく、嶋田委員が、本会議から付託するという、本会議から付託していくためには、会議規則は39条を元へ戻さなければいけない。そういうことなんです。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 何か、うまいことおっしゃっていますけれども、委員会中心主義やから、もう委員会に付託すんねんから、本会議でのあれは省略するというのをうたわれているわけですからね、それは別に変える必要は、僕はないと思う。

それで、小野委員が拘束されるというのは数の論理やけど、僕は数の論理やないねんと、心の持ちようやと。委員会付託でこういう方向性示されたけどもそれに従う必要ありませんよということだけの話であって、何も数の論理は、僕は関係ないと。せやから委員会構成は何人でもいいと、こういうことです。

委員長 小野委員。

小野委員 もちろんそうなんですよ。だけど、多数決の原則から言えば、本会議が最終的に決定するときには、満場一致の7名の委員会で決まったことが、何ぼ私は反対しても、それはなりません。だから、それは、反対する、賛成する、それは自由ですよ。心の気持ちです。だけど、斑鳩町としての議決機関、決定機関のこの結論は変わらないですよ。これが、本会議が拘束されているという、まさしくそういう形なんです。

私は、何も、私が言いたいように言うているんじゃない。ただ、こういう具合にしておくほうが、やはり会議、議会というものに対しての会議規則、それから委員会条例、それらのいろいろもろもろのことを

いろいろ加味していった場合には、今、こういう定数を削減したと。そうして、ただし、拘束されないような5名という委員会をこしらえることができない、そういう意味から、6名、7名をいくのが、私たちの斑鳩のスタイルやと。深く掘り下げると。いろいろな人の意見を聞く。そのために、ただ、本会議から付託すると。議長からそのままダイレクトに。

この、最初にもらったときに、この、一番最初の、詳解というところをもう1回、上と下と読み比べてもらったらわかりますやん。委員会に付託することを原則としているのが本会議中心主義。それで、本会議で即決するのが、委員会付託を省略するという議決をしたものに限られる。委員会中心主義は、その逆なんですよ。ただそれだけのことやねん。だから、その前の39条に戻そうと私は提案しているだけ。こうしておかんなら、やはり委員会の活性化も、これからも図っていかれないからという。そういうことを言っているの。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 委員会中心主義やから今のことになったわけで、これからも委員会中心主義でいくんやから、別に変える必要はないと、そういうことです。

委員長 小野委員。

小野委員 だから、委員会中心主義で。最初はみんな本会議中心主義の39条、これは読んでもらったらわかるんです、書いてある。それである。だけど、委員会でいろいろ審議している、「委員会制度の意義」という、31ページのところに、これ、書いてあります。常任委員会をこうしてやっていくと。それで、32ページのところには、「議案等の審査については」という、「多くは本会議中心主義を採用しているので、議案等がすべて機械的に委員会へ付託されるのではなく、その必要があると思われる議案のみが、議決によって付託される扱いとなっている」、これが標準規則、今までのやつです。「反対に、本会議中心主義でなく、委員

会中心主義の町議会では、議長の権限で常任委員会に付託するか、議会の議決で特別委員会に付託されるのが原則である」。だから、そうして委員会へ付託しない場合は、付託省略を諮る必要がある。それは標準規則の39条の3を、これを参考にしなさい、そないなっている。だから、みんなそこへ帰り着いてあるねん。

だけど、これらのことがあって、だんだん、だんだん委員会の委員の数も少なしていかなければいけない、6名というのは、確かにそれやねん。それ以下にしたらだめだ。それから、それ以上には不可能やと。だから、本会議中心主義に戻してあって、しかも、機械的に委員会へ付託されるんじゃないやなくて、議会の議決をもって付託すると。その手続きを踏んであつたら、その最終的な独立性というか、それが保たれるということ。まさしく委員会の充実を図るためには、こういうように会議規則も改正する必要があるんだということですよ。

委員長 嶋田委員

嶋田委員 これ、堂々めぐりですけども、委員会に、斑鳩町議会は委員会に付託するのを是としているわけですね。それなら委員会中心主義なわけですよ。本会議中心主義で物事をおっしゃっているけども、委員会中心主義なんですよ。せやから、文言変える必要ないわけですね。これだけ。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま、皆さまからいろいろと議論、ご意見をいただく中で、1つについては、議会運営委員会の定数、7名ということで、これについては皆さん異論はないということで確認をさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それと、39条の改正につきましては、改正すべきという意見と、改正せずともよいという意見とありまして、委員会としてまとめられませんが、この改正については提案をしないということでまとめさせていただきます。ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうでしたら、そのほかに委員皆さんのほうからご意見ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 そうでしたら、ないようですので、議員定数削減による委員会のあり方につきましては、これで終わりたいと思いますが、この件につきましては、委員会として一定結論を出しましたので、議長に対して答申をしなければなりません。この答申案につきましては、2月24日開催予定の当委員会にお示しをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうでしたら、委員長、副委員長のほうでまとめまして、また次回の委員会に提案をさせていただきたいと思えます。

それでは、これをもって協議事項(1)議員定数削減による委員会のあり方についてを終わります。

次に、その他についてですが、委員皆さんのほうから何かございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、議長のほうから何かありますか。

(な し)

委員長 事務局のほうは、ないですか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の議会運営委員会は閉会といたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時27分 閉会)